

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令の一部を改正する 省令（案）について

1．趣旨

農薬の適正使用を確保するため、農薬の総使用回数を守るべき期間の定義の明確化を図るとともに、有効成分に着目した農薬の総使用回数の遵守を義務化する改正を行う。

2．改正の概要

（1）農薬の有効成分の種類ごとの総使用回数の遵守

農薬の有効成分の種類ごとの総使用回数（使用時期又は使用の態様の区分ごとに定められている場合にあつては、その区分ごとの総使用回数）を超えて使用してはならないこととする。

（2）総使用回数の定義の適正化

農薬の総使用回数とは、は種又は植付けのための準備期間を含めた期間における総使用回数である旨を明示する。

3．施行期日

公布の日から起算して1年を経過した日から施行する。

4．関連資料（本年2月3日開催の農業資材審議会農薬分科会（第8回）の資料）

資料アドレス：http://www.maff.go.jp/www/council/council_cont/seisan/noyaku_bunkakai/8_haifu/itiran.html